

認定農業者、認定新規就農者の方に対し
農業機械導入に**最大1,000万円**を補助します！

補助率

・補助対象経費の2分の1以内
(上限1,000万円)

※補助金額は1,000円未満を切り
捨てた額

※補助対象経費は消費税等を除く額

対象機械

・新品のトラクター、コンバイン等であって、馬力が**50馬力以上**(コンバインは**4条刈り以上**)

※アタッチメント等の付属品も対象
※汎用性の高いものは対象外

事業要件

- ・市内に住所又は主たる事業所を有する認定農業者及び認定新規就農者
- ・前年度の農業収入が**1,000万円以上**
- ・購入した農業用機械の**耐用年数期間(7年)**は営農を継続すること
- ・融資を受けて導入すること
- ・市税等の滞納がないこと

必要書類

- ・事業実施計画書
- ・見積書
- ・導入する機械のカタログ
- ・前年度分の確定申告書の写し又は損益計算書の写し
- ・融資申込書(仮申請等)の写し

※申請時の見積書は予定総事業費を把握するために提出するものであり、交付決定後改めて**3社以上**の見積書の提出が必要になります。

受付期間

令和8年 4月13日(月)～5月15日(金)

注意事項

- ・同一年度内に本事業と「太田市農業機械・施設整備事業費補助金」を申請することはできません。また、本事業を受けた者は、農業用機械の耐用年数期間(7年)を経過するまで両事業の申請はできません。
- ・予算額を超過した場合、「採択ポイント表」により交付決定します。

申込・お問い合わせ先

太田市役所 農業政策課 次世代農業支援係
太田市新田反町町879番地「エアリスアグリ」
TEL:0276-20-9714(直通)

＼ 太田市HP ／

